# 市長意見の提出状況

((仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画に係る環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲と認められる地域市原市、袖ケ浦市
- 2 市長意見について
- (1)市原市意見有り(別添1、1頁~4頁)
- (2)袖ケ浦市意見有り(別添2、5頁)



市環管第993号 平成29年8月9日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

市原市長 小出



(仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画に係る環境影響評価方法書に対する 意見について(回答)

平成29年5月16日付け環第163号にて照会のありました件について、別紙の とおり回答します。

(仮称) 姉崎火力発電所新1~3号機建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

市原市

この計画は、株式会社JERAが、東京電力フュエル&パワー株式会社姉崎火力発電所において、既設の $1\sim4$ 号機を廃止し、天然ガスを燃料とするガスタービン燃焼温度 1,650 $^{\circ}$  $^{\circ}$ 級のコンバインドサイクル発電方式 (出力 195 万 kW)の設備を設置するものです。

既存の火力発電設備と比べて硫黄酸化物、ばいじんの排出がなくなり、また 窒素酸化物の排出量も減少する予定であり、二酸化炭素排出原単位が小さい発 電設備の運転に併せて、二酸化炭素排出原単位が高い既設火力発電設備の稼働 が減少していくことにより、温室効果ガス排出削減に資することが期待できる ものです。

しかし、当該事業実施想定区域周辺には、住居、特別養護老人ホーム、学校、病院、及び公園等があり、火力発電所の建設及び稼動にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故による、健康被害等も懸念されているところです。

したがって、今後の事業の実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業を実施していただくため、意見を下記のとおり申し述べます。

記

#### 1 総括的事項

- (1) この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、周辺住民等から得られた意見を十分勘案するとともに、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 事業実施想定区域周辺の既存並びに現在計画されている五井火力発電所や、他の発電所との重畳を踏まえた評価に必要な情報を収集し、これらを踏まえた調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

#### 2 各論

# (1) 大気質について

ア 煙突の高さについては、大気汚染物質の拡散状況を踏まえ、煙突ダウンウォッシュの影響が回避されるよう適切な高さ及び配置計画となるよう検討すること。

イ 大気質に係る各環境要素について、事業実施想定区域周辺の年間を通 じた気象状況や地形等を踏まえて調査範囲を設定し、その地域の特性に 合わせた調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。

## (2) 土壌及び地盤について

地下水を利用することによる事業実施想定区域内及びその周辺の液状 化や地盤沈下の影響及び地下への涵養に関わる地層について、適切に調 査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。

### (3) 水質について

造成等の施行時における水の濁りについて、工事内容などを十分に検討して、排水する水質を想定し、海域への影響を評価すること。

## (4) 生態系について

ア 事業実施想定区域内に植栽されている緑地帯については、放任することにより樹木等に影響を及ぼし、もって生態系への影響が懸念されることから、草地や樹林など緑地帯の管理について適切に調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。

イ 前面海域のみならず、椎津川の汽水域における生態系への影響を勘案 し、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこ と。

#### (5) その他

東京湾沿岸に火力発電所が多く立地することが計画されており、大気汚染、海水温、二酸化炭素排出等重畳した影響について、個別に事業者が行う環境影響評価では、地域全体の評価を行うことについて限界があることから、東京湾沿岸の他県知事と東京湾沿岸における環境影響、全体的なグランドデザイン等について検討することや、国へ働きかけるよう要望する。

以上



補 環 第 1189号平成29年 8月 3日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ケ浦市長 出 口



(仮称)姉崎火力発電所新1~3号機建設計画環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成29年5月16日付け、環第163号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

当該事業は、高効率な最新鋭の発電設備への更新及び総出力の減少により、 従来よりも環境への負荷が低減される計画となっているが、対象事業実施区域周辺では、光化学オキシダントや微小粒子状物質について環境基準が未達成であるほか、冷却水の放流先である東京湾は閉鎖性水域であり、温排水による影響が課題となっている。

そのため、事業者は環境影響評価方法書に記載された調査、予測、評価を確実に実施するとともに、随時環境の保全に関する最新の知見を収集、整理し、最良の利用可能技術の導入について検討し、より一層の環境負荷の低減を図られたい。